

3 月度 農業共済推進委員会 案件

となみ野地域水田農業推進協議会

1. 令和 2 年度水稲共済細目書の配布・回収・提出について 【 P2～P3 】
- ・ 1 月 10 日までに確認した異動・改廃は水稲共済細目書に印字しました。
 - ・ (平成 29 年度より)全面委託している方の水稲共済細目書は、出力していません。
また、(昨年より)委託圃場はすべて、印字していません。
 - ・ 水稲共済細目書記入例 (裏面・生産調整実施要領) に従い記入して下さい。

提出期限：令和 2 年 3 月 27 日 (金) 提出場所：利賀支店

- ・ 水稲共済細目書右上の確認者欄に、農政推進委員の捺印 (4 ページ共) をお願いします。

2. 経営所得安定対策とは

- ・ 平成 25 年度から行われている生産調整の制度の名称です。
- ・ 対象作物を作付し販売した農家に対して、国から助成金が交付されます。
- ・ この対策により助成金を受ける場合は、交付申請書(5 月)の提出、対象作物の面積(7 月)の確認、営農計画書(9 月)の提出、栽培管理日誌と販売伝票等の写し(10 月)の提出が必要です。

3. 令和 2 年度経営所得安定対策の産地交付金について 【 P4 】

① 交付金の対象となる作物

| 産地交付金の対象となる作物 | 特産対象の作物 |
|-----------------------|---|
| (出荷・販売された) 特産以外の野菜 | (出荷・販売された) ホウレンソウ、ミョウガ、白爵カボチャ 赤カブ、たまねぎ、ニラ |
| | (出荷・販売された) そば |

② 交付単価、助成要件

5 月に開催するとなみ野地域水田農業推進協議会の定期総会で決定します。

農業共済推進委員 説明資料

となみ野地域水田農業推進協議会

1. 令和2年度水稲共済細目書の配布・回収・提出について 【 P2～P3 】
- ・ 1月10日までに確認した異動・改廃は水稲共済細目書に印字しました。
 - ・ (平成29年度より)全面委託している方の水稲共済細目書は、出力していません。
また、(昨年より)委託圃場はすべて、印字していません。
 - ・ 水稲共済細目書記入例(裏面・生産調整実施要領)に従い記入して下さい。

提出期限：令和2年3月27日(金) 提出場所：利賀支店

- ・ 水稲共済細目書右上の確認者欄に、農政推進委員の捺印(4ページ共)をお願いします。

2. 経営所得安定対策とは
- ・ 平成25年度から行われている生産調整の制度の名称です。
 - ・ 対象作物を作付し販売した農家に対して、国から助成金が交付されます。
 - ・ この対策により助成金を受ける場合は、交付申請書(5月)の提出、対象作物の面積(7月)の確認、営農計画書(9月)の提出、栽培管理日誌と販売伝票等の写し(10月)の提出が必要です。

3. 令和2年度経営所得安定対策の産地交付金について 【 P4 】

① 交付金の対象となる作物

| 産地交付金の対象となる作物 | 特産対象の作物 |
|-----------------------|---|
| (出荷・販売された) 特産以外の野菜 | (出荷・販売された) ホウレンソウ、ミョウガ、白爵カボチャ 赤カブ、たまねぎ、ニラ |
| | (出荷・販売された) そば |

② 交付単価、助成要件

5月に開催するとなみ野地域水田農業推進協議会の定期総会で決定します。

令和2年度 水稻生産実施計画書（確認野帳）利賀村版 記入例

◆ 農業経営者の名前を記入してください

= 米の出荷名義(紙袋に記入する名前)
= 経済貯金の口座名義人名(交付金支払い口座)

農業者年金(委譲年金)受給者は後継者等の変更をすること。

| | | | |
|------|--------|----|-----------|
| 組合員名 | 水田 協太郎 | 住所 | 南砺市利賀村123 |
|------|--------|----|-----------|

| | | | |
|--------------------|-------------|----|------|
| ふりがな 氏名又は法人、組織名 | すいでん きょうたろう | 利賀 | 生産組合 |
| 代表者名(法人、組織のみ) | 水田 協太郎 | | |
| 家族構成人員 | 3人 | | |
| 電話 | 68-9876 | | |

| | |
|---------------------|---|
| 加工用米・輸出用米・新規需要米等記入欄 | |
| 加工形態 | <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 農作物共済資格団体 <input type="checkbox"/> 法人 |
| 水稲共済加入の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 加入します <input type="checkbox"/> 加入しません ***** ***** ***** |
| 青色申告 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

転作作物はこの欄へ記入

| 前年度加入情報(主食用米) | 加入方式・補償割合 | 共済金額順位 | | | 一筆半損特種 | 品質付保割合 % | うらち作付面積 (単位:a) | | 酒米作付面積 (単位:a) | | もち作付面積 (単位:a) | | | | | | |
|---------------|-----------|--------|------------------|-----------------|-----------------|----------|----------------|-------|---------------|------------|---------------|--------|-----|-------|-------|------|-----|
| | | 地名地番 | 台帳面積 | 本地面積 | | | 水稻面積 | 転作等面積 | 水稻品種等 | 摘要(転作作物名等) | 出荷・自家用の別 | 権栽培成年度 | 耕作者 | コンヒカリ | とがとおめ | 五百万石 | 新大正 |
| 〇〇〇 37-1 | | | 10.89 | 10.8 | 10.8 | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 37-1 | | | | 0.1 | 0.1 | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 38-1 | | | 5.79 | 5.5 | 5.5 | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 39-1 | E水田協次郎へ | | 14.54 | 13.8 | | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 40-1 | Eふるさと財団へ | | 17.81 | 16.9 | 16.9 | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 42 | | | 8.73 | 8.3 | 8.3 | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 43 | | | 7.99 | 7.6 | 7.6 | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 50 | 利賀花子刈 | | 19.56 | 18.6 | 18.6 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | 50.9 | 29.4 | 21.5 | | | | | | | | | | | |

出荷・販売しない
野菜や花などは
「自家菜園」と記入する。

出荷・販売する場合は
「野菜・作物名」を
記入する。

A 作付面積……品種ごとの合計
① 収穫見込数量…30kgの紙袋数
② 農家保有米……自宅保管分
③ 売渡希望数量…①-②
【売渡希望数量=JA出荷契約数量】

◆ 出荷・販売する
野菜や花について◆
販売後に
栽培管理日誌と販売伝票の写しを
提出して下さい。

翌年3月に、助成金が交付されます。

◆ 助成対象作物について ◆
通常の野菜や、花については、
【基本助成】のみですが、下記作物
については【特産振興加算】が上乗
せになります。
A ホウレンソウ・赤カブ
B ソバ
C ミョウガ・白爵カボチャ・玉ねぎ

◆ 特産振興作物加算に必要な書類と要件 ◆
A 通常の出荷作物と同じ
(栽培管理日誌+販売伝票写し)
B 上記 +ふるさと財団の乾燥調整施設の利用
+事前出荷契約
C 栽培管理日誌+JAへの出荷

毎年、助成金のトラブルがあります。
細目書提出後の
【作物変更・出荷変更】した場合は速やかに、
「農政推進員」又は「利賀支店」まで
連絡をお願いします。



【裏面の生産調整実施要領を参照して下さい。】

令和2年度 生産調整実施要領

令和2年度生産調整の計画策定に当たって、留意点・助成作物等を参考に計画を策定願います。

【留意点】

- 裏面の細目書記入例を一読のうえ、正確に記入してください。
- 3年連続して自己保全管理にすると、以降、その水田で助成作物を作付けしても、助成対象水田から除外されます。**
- 作物の作付け変更が生じた場合は、別紙用紙にて連絡願います。
- 産地交付金の単価や体系は、となみ野地域水田農業推進協議会の定期総会後にお知らせします。
- 助成金を受け取るには、作付圃場地図・寸法図(5月)、現地確認(6月)並びに、出荷・販売を証明する伝票等(写し)と栽培管理日誌(10月)の提出が必要になります。**
- 麦、大豆、飼料作物、そばは、契約書が必要です。

【助成作物&認定作物】

- 麦、大豆、飼料作物
- ソバ
- 特産振興作物（以下の作物で、出荷組織の構成員として作付けしている事）
 - ・井波「球根、里芋、白葱、ニラ、玉葱、菊、小松菜、梅、林檎、リンドウ」
 - ・福野「球根、里芋、白葱、ニラ、玉葱、菊、小松菜、スイートコーン、林檎、リンドウ」
 - ・利賀「そば、ハウレンソウ、ミョウガ、白爵カボチャ、赤カブ、玉葱」
- その他の出荷販売作物（＝特産振興作物以外の出荷作物）
- (一般米と区別し)加工用米として出荷する米
- 新規需要米、新市場開拓用米

【認定作物等】

- 地力増進作物、自家菜園、永年性作物、景観作物
- 調整水田
- 自己保全管理
- かい廃、補償田、被災田など
- (一般米と区別し)備蓄米として出荷する米

【認定されない場合がある作物等】

- 調整水田で1ヶ所が1a(100㎡)未満、額縁型、複数型は認定されません。左図は、悪い例です。
- **9月末までに、「は種」又は「定植」が終了していない作物は認定されません。**

詳しくは、以下にお問い合わせ下さい。

となみ野地域水田農業推進協議会 TEL:22-4720 FAX:22-4728
E-mail:inatofu@pl.coralnet.or.jp

調整水田(部分) 記入上の注意!

※認められない調整水田の例 ▶▶
※水稲は畦畔に接した状態で作付けしてください。

×額縁型 ×額縁型 ×複数型

1ヶ所1a未満
額縁・複数型
辺の長さの合計が
畦畔の長さの合計以上

※1ヶ所が1aに満たない場合は転作カウントになりません。

1aとは100㎡です。(例: 10m × 10m = 100㎡ = 1a)

【裏面の細目書記入例を一読して下さい。】

平成31年度 水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成・産地交付金）体系図

令和 2年 1月17日 現在

